

# 令和5年11月定例総会

令和5年11月8日開催

## 議 事 録

土佐清水市 農業委員会

## 令和5年度第8回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年11月8日(水) 午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室
3. 出席委員(10人)

農業委員	1番	上野 貴生
	2番	野老山卓男
	5番	岡崎 直正

推進委員	1番	安田 泰平
	2番	弘田 好希
	3番	田邊 昌一
	4番	岡田 哲治
	5番	上野 清吉
	6番	坂本 直幸
	7番	宮上 昌三

欠席委員(2人)

3番	尾崎 和代
4番	池田 克彦

### 4. 議事日程

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 その他の件について

- ① 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について
- ② 農地利用最適化推進委員の欠員補充について
- ③ 次回開催日

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
農林水産課長補佐	和泉 誠
事務局係長	岡崎 正嗣
事務局員	田邊 元寛

議長  
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、11月定例総会を開会致します。

この際、本日の欠席者につきまして、報告いたします。

本日は尾崎和代・池田克彦委員から欠席の連絡を受けております。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

**議案第1号 非農地証明の審議について**

議案第2号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

2番 野老山 委員

5番 岡崎 委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

議長  
(上野会長)

それでは、

**議案第1号 非農地証明の審議について**

をおこないますが、本日は4件の審議となっておりますので、1件ごとに採決を求めることといたします。それでは、

**議案第1号 非農地証明の審議①について**

担当者より説明を求めます。

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議について、説明いたします。

議案書の1ページから4ページでご確認ください。

1ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、土佐清水市宗呂です。(位置は、藤ノ川地区付近です)

登記地目は5筆とも田、面積は5筆合計で874 m<sup>2</sup>です。

詳細な位置図については、2ページをご覧ください。

申請理由は、父が当地を取得(昭和47年10月15日)したものの、

土地取得直後に脳梗塞を患い、当初より耕作実績無く死亡。その後相

続しましたが、遠隔地に加え耕作経験もなく、今後も耕作予定無し

のため地目変更をしたい

とのこと。

現況写真は、3・4ページをご覧ください。

現況は山林となっており、50年近く耕作実績がなく、地目変更のため、

非農地として整理をするものです。

非農地証明の許可基準(抜粋)で説明いたしますと

① 自然災害により災害地等で農地への復旧ができないと認められた

土地

② 耕作不適當など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地

③ 人工的に転用した土地で、転用行為から 20 年以上経過しており、その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

などとなっています。

(周辺の農地にも特に支障がなく) 今回の件は②の『耕作不適當など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地』に該当するものです。

以上の申請を 10 月 11 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記簿本【法務局】
●	公図の写し(近隣の地目、所有者を記入したもの)【税務課(記入)】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
	その他必要な書類
●	現況写真(場合によっては立会必要)【農業委員会】

今回の案件については、岡崎委員に現地の確認を行ってもらっています。審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長  
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

岡崎委員

事務局と現地の確認に行ってきました。現地としては、貝ノ川の奥の藤ノ川になります。3ページ4ページに写真が載っておりますが見てのとおり、荒廃して木が生えています。近所もほとんど耕作されていませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長  
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。  
本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

意義なし。

議長  
(上野会長)

他にありませんか。  
ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議①について

議長  
(上野会長)

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議②について

担当者より説明を求めます。

事務局 岡崎

それでは、

議案第1号-② 非農地証明の審議について、説明いたします。

議案書の5ページから8ページでご確認ください。

5ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、土佐清水市足摺岬です。(位置は、ホテル海上館・足摺岬区  
長場付近です)

登記地目は田、面積は185㎡です。

詳細な位置図については、6・7ページをご覧ください。

申請理由は、令和5年8月に両親が居住していた築45年の居宅を公  
的な補助を受けて取壊しましたが、土地の地目が田になっていまし



た。今後は資材置き場として賃貸したいと思いますので、雑種地に変更したい。

とのことです。

現況写真は、8ページをご覧ください。

現況は雑種地となっておりますが、住居取り壊しまでは宅地として利用されており、地目変更のため、非農地として整理をするものです。

非農地証明の許可基準（抜粋）では、今回の件は、宅地の状態であれば、先ほどの非農地証明の許可基準の③の『人工的に転用した土地で、転用行為から20年以上経過』という基準に該当しますが、今回は取り壊し後雑種地となっている状態のため、②『耕作不適當など、やむを得ない事情によって15年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地』に該当すると思います。

やむを得ない事情は宅地が建っていたこと、また、自然かい廃、農地への復旧ができない土地という点では必ずしもそうとはいえない土地の状況ですが、その他の非農地判断の基準として、「周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれること」という要件もあり、宅地であり、約45年近く耕作されていない状況で今後も耕作の予定はなく、（周辺の農地

にも特に支障がなく)土地の状況も道が狭く車も進入が難しいことから農地としては適さないと考えられるため、継続利用は見込めないと  
思われることから、この基準に該当することとしております。

以上の申請を10月6日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記簿本【法務局】
●	公図の写し(近隣の地目、所有者を記入したもの)【税務課(記入)】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
	その他必要な書類
●	現況写真(場合によっては立会必要)【農業委員会】

今回の案件については、坂本委員に現地の確認を行ってもらっています。  
審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長  
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い  
します。

坂本 委員

先日、事務局と現地確認に行ってきました。

8ページの写真を見ていただいたらわかるようにブロック塀で囲まれて  
まして、その上と下に細い道がありまして車も入れなくて歩いて  
いけないような道でした。両隣にも家が建ってまして、ここで何かを

作るのは、難しいと思います。また、家が建ってたあとなので大きな石とかもありまして、ちょっと難しいと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長  
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

安田 委員

事務局にお聞きしたいのですが、法的な補助をうけて取り壊した

と書いてあるのですが、法的な補助を受けてる時点で地目は、判別

しなかったのですか？

事務局  
岡崎

おそらく危機管理課の空き家取り壊しによる補助だとは思いますが、その補助の内容についてはこちらの確認不足で詳細は把握しておりませんが、今後の為にも確認しておきます。すいません。

議長  
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議②について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議長  
(上野会長)

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議③について

担当者より説明を求めます。

事務局  
岡崎

それでは、

議案第1号-③ 非農地証明の審議について、説明いたします。

議案書の9ページから13ページでご確認ください。

9ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、土佐清水市大岐です。(位置は、大岐のふるさと林道入口付近です)

登記地目は畑、面積は22㎡です。

詳細な位置図については、10・11ページをご覧ください。

申請理由は、平成10年頃まで、隣接土地への進入路拡幅のため、2319番2の前々所有者と隣接地2318番1所有者の間で同意の上、進入路として利用されるようになり、耕作されておらず、また今後も進入路

として利用したく地目変更したい

とのことです。

現況写真は、12・13 ページをご覧ください。

約 30 年前から道路として使用しており、現況もそのまま道路となっていることから、地目変更のため、非農地として整理をするものです。

今回の件は、先ほどの非農地証明の許可基準では、③の『人工的に転用した土地で、転用行為から 20 年以上経過しており、その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地』に該当するものです。

(周辺の農地にも特に支障がなく) 約 25 年道路として使用しており、畑への復旧は現実的ではなく、今後も道路として使用したいとのことから、この基準に該当することとしております。

以上の申請を 10 月 17 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記簿本【法務局】
●	公図の写し(近隣の地目、所有者を記入したもの)【税務課(記入)】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
	その他必要な書類
●	現況写真(場合によっては立会必要)【農業委員会】

今回の案件については、坂本委員に現地の確認を行ってもらっています。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長  
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

坂本 委員

事務局と確認してきました。12ページの写真を見ていただいたらわかるように舗装もされてますし、側溝もありますしこれがないと車も入れないようになっていきますので、非農地でいいんじゃないかと思いました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長  
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

岡崎 委員

12ページ、13ページの写真を見ているのですが、図面のように合わせたように分筆されてますよね。道路にした当時からちょうどこの形に分筆されたのですか？

事務局  
田邊

登記簿謄本で確認したのですが、最近法務局で岡崎委員が言うように  
分筆してました。

岡崎 委員

その当時から早めに転用などしっかりしておけばよかったのではな  
いかと思います。

議長  
(上野会長)

他にありませんか。  
ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議③について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長  
(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議④について

担当者より説明を求めます。

事務局  
岡崎

それでは、

議案第1号ー④ 非農地証明の審議について、説明いたします。

議案書の 14 ページから 19 ページでご確認ください。

14 ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、土佐清水市加久見です。(位置は、あんきな家の付近です)

登記地目は 6 筆とも畑、面積は 6 筆合計で 1,639 m<sup>2</sup>です。

詳細な位置図については、15～17 ページをご覧ください。

申請理由は、相続した土地ですが、父の代から東京に在住していたため、全然耕作せずにそのまま放置していたため雑木などが生育して山林化していることから地目変更したい

とのことです。

現況写真は、18・19 ページをご覧ください。

約 40～50 年前から耕作されておらず、現況が山林状態となっていることから、地目変更のため、非農地として整理をするものです。

今回の件は、先ほどの非農地証明の許可基準の②の『耕作不適當など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地』に該当するものです。

(周辺の農地にも特に支障がなく)約 40～50 年耕作されておらず、木が生えているなど山林化しており、今後も耕作予定がないことから



この基準に該当することとしております。

以上の申請を 10 月 18 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記簿本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課（記入）】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
	その他必要な書類
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

今回の案件については、池田委員に現地の確認を行ってもらっています。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長  
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い  
します。

事務局  
田邊

地区担当の方がお休みなので、現地確認に同席した田邊の方から  
補足説明させていただきます。

現状の方は、今事務局が説明したとおりです。非農地にするにあたり

気になる点はなかったです。山林化している状態でした。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長  
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

何かございませんか？

議長  
(上野会長)

利用目的もなく非農地にしたいと言う事ですか？

事務局  
岡崎

この案件に関して今後どうするか聞いたところ、この先遠方において管理できないし、近隣に対しても草も生えて、木も伸びて迷惑になるのでこちらにいる親戚に譲渡して管理してもらいたいと考えていると聞いてます。

安田 委員

くじらの木のあたり申請地 No.4 なのですが、回りに畑がいっぱいあるようですが、現状写真を見ると頑張れば原状回復できなくもないところだし、非農地にするにあたり周りの人が使いたいと言った使えなくなるのですが、一概に非農地にするのはどうかなと。申請地 No.3 も少し疑問が残りました。

事務局  
田邊

航空写真のデータが古く、畑があるように見えるのですが、現状はこ  
こまでではなく、申請地 No.3 については線の囲みが奥の方も含まれ  
ます。申請地 No.4 の方も奥の木が生えている方も含まれますので、  
写真の撮り方が悪くて申し訳ありません。

議長  
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 1 号 非農地証明の審議④について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長  
(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第 2 号 その他の件について

①農地法第 18 条の規定による利用権の合意解約の報告について

担当者より説明を求めます。

事務局  
岡崎

それでは、

農地法第 18 条の規定による利用権の合意解約の報告について、説明  
いたします。合意解約となりますので、事務局からの報告とさせてい

たきます。

21 ページから 23 ページでご確認ください。

21 ページから説明します。

貸人と借人、土地の所在については、記載のとおりです。地目は 4 筆とも田、面積はそれぞれ 916 m<sup>2</sup>、884 m<sup>2</sup>、800 m<sup>2</sup>、867 m<sup>2</sup>、合意解約日は令和 5 年 10 月 9 日です。

合意解約の理由について、賃借人が他の事業に着手したため、労働力不足で十分な農地管理ができなくなったため、契約の解約申出書の提出があり、合意解約を行ったものであります。

22・23 ページに位置図・現況写真がございますので、ご確認ください。

令和 2 年度の利用権設定で、ハウスでみかんを耕作していたとのことです。

以上、契約解約通知書の提出がありましたので、ご報告いたします。

岡崎 委員

報告なので、意見を述べるのはどうかと思いますがいいですか？

令和 2 年に利用権の設定しましたよね、その時人を雇って作ると言っていたのですが、管理した形跡がないのですが、そういうところは事務局で管理してますか？先日見に行ったら凄い状態になってい

ます。当時は前の耕作者が管理してきれいにしていたのですが、今の耕作者は収穫だけしてあとは全然管理していなかったのか知りませんが、ミカンも枯れていてハウスも傷んでいて、草もぼうぼうに生えています。貸した人はあの状態で戻されるのですか？

野老山委員

先の耕作者が今の耕作者に譲った時に後始末は必ずしなさいと言う合意のもとで譲っているので今の耕作者が後始末をしないといけな  
い。

議長  
(上野会長)

合意解約は成立されているのですか？

事務局  
岡崎

4件分の合意解約書は提出があり、当事者同士で成立しております。

岡崎委員

古い話にはなるが、事業を使ってハウスを建てていると思うが、耕作しなくなった場合、何年間は耕作しないといけないなど要件があったと思うが、それは大丈夫なのか。

野老山委員

耐用年数は過ぎているので問題ない。

岡崎議員

この状態では今後耕作もできず、隣近所にも迷惑がかかるのではない  
か。近くにもハウスがあると思うが。

事務局  
岡崎

今後についても聞いておりました、土地の方は整備して法人三崎が作  
業受委託で耕作する予定だと聞いています。ハウスの材料につきまし  
ては法人三崎が育苗ハウスに使用すると聞いてます。(別の場所に移  
設して)

事務局  
岡崎

本件は、報告ですので、次に移ります。

②農地利用最適化推進委員の欠員補充について

担当者より説明を求めます。

それでは、農地利用最適化推進委員の欠員補充について、議案書の 24  
ページをお願いします。

先月もお話しさせていただきましたが、推進委員の岡田委員から 10  
月 18 日付けで辞職願が提出されました。健康上の理由となりますが、  
受理するということによろしいでしょうか。

欠員が生じた場合は、速やかに補充することとなっており、今後のス  
ケジュールについて、説明させていただきます。

11 月中には、市ホームページに、推進委員 1 名の募集案内を掲載予定  
定です。

令和 5 年 11 月 20 日～12 月 20 日を募集期間としています。1 か月の  
根拠としては、(土佐清水市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する)  
市規則第 7 条に「推薦及び募集の期間は、募集開始から 1 か月とす  
る。」となっております。)

募集案内は、市広報 12 月号にも掲載していきます。

募集終了後に事務局で候補者の資格確認をして、

1 月 10 日の定例総会で審議・選考をして、

2 月 1 日からの委嘱、任期スタートの予定であります。

任期満了は、(委員のみなさんと同じ) 令和 6 年 7 月 31 日となりま

す。以上、報告です。

議長  
(上野会長)

本件は、報告ですので、次に移ります。

③次回開催日について

次回の定例総会は、令和 5 年 12 月 8 日(金)、時間は議案内容を精査  
して時間を調整して、事務局より報告いたします。

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見はございませんか？

事務局  
岡崎

委員の皆様には議案書と一緒に送付しましたが、明日9:30より三崎保育園児との芋掘りを行いますので、参加可能な方は事務局の方までご連絡をお願いします。生育状況についてはつるを切ったりする下準備をした際に確認をしましたが、小ぶりで少し良くないかなといった状況です。

議長  
(上野会長)

道具など準備するものは？

事務局  
岡崎

鋤やコンテナ、軍手等は事務局で準備をしております。

議長  
(上野会長)

その他に何か意見などありませんか。

ないようでしたら、これで11月定例総会を閉会といたします。